

受講資格及び証明書類に係る疑義・回答

		疑義	回答
全般について	1	現職の放課後児童支援員以外の方の受講は可能か？	現職の支援員に優先的に受講していただくよう調整をお願いします。ただし受講者数に余裕が生じる場合は、現職以外の方の受講も受け付けます。
	2	各資格の証明書類の名字が旧姓の場合はどうすればよい？	戸籍抄本など、名字が変わったことが確認できる書類を受領してください。
	3	戸籍抄本はいつ時点のものか？	発行6ヶ月以内のものが望ましいですが、市町村担当者の判断にお任せいたします。
	4	各資格は他の都道府県で取得したもので構わないか？	構いません。
	5	各証明書はコピーの提出でも構わないか？	資格証明書や卒業証明書、戸籍抄本はコピーで構いませんが、実務経験証明書は原本の提出をお願いいたします。
	6	申込の際に科目免除の申請をしても、その科目を受講することは可能か？	受講可能です。最新の情報を学習いただくために、積極的な受講を推奨しております。
	7	社会福祉士と教諭免許の両方を所持する者は、4科目免除と考えてよい？	構いません。その場合は両方の資格の証明書類を提出するようお願いいたします。
	8	放課後児童クラブでの勤務経験は、要件(3)(9)のどちらに該当する？	放課後児童クラブは「児童福祉事業」なので、「(3)高卒で2年以上の児童福祉事業勤務」に該当します。ただし、民間(放課後健全育成事業外)の児童クラブは、「(9)放課後児童健全育成事業に類似する事業」に該当します。
	9	外国籍でも申込可能か？	外国籍でも受講可能ですが、日本語の講義内容が理解できること、及び修了レポートを日本語で記入できることが必要となります。
受講要件(1)について	10	保育士養成校の卒業や保育士試験の合格はしているが、保育士登録はしていない場合、受講は可能か？	受講可能です。
	11	保育士養成校を卒業する見込みの者は、受講可能か？	保育士養成校の卒業見込証明を確認できれば、受講要件は満たします。しかし当面の間は、現職の支援員の方に優先して受講していただくようにしてください。
	12	地域限定保育士は受講可能か？	通常の保育士と同程度の知識・技能を身につけたものと認められるため、受講可能です。
受講要件(2)について	13	社会福祉主事も要件(2)に該当するか？	社会福祉士と異なる任用資格なので、該当しません。
	14	要件(3)(9)について、申込日の時点では2年以上の勤務経験を満たさないが、受講できないか？	原則、申込日の時点で2年以上の勤務経験を有し、その証明書(実務経験証明書)を提出いただける場合のみ受け付けます。ただし、研修日までに2年に達する方は、後日証明書を提出いただくことで受け付けられる場合もございますので、事務局にお問い合わせください。
	15	要件(3)(9)について、一度退職して再度職に就いたという場合、勤務経験は通算してよいのか？	通算して構いません。ただし、(3)の事業と(9)の事業の合算はできません。
	16	要件(3)(9)について、児童福祉事業(3)での勤務経験と、放課後児童健全育成事業に類似する事業(9)のそれぞれの勤務経験は2年以上に満たないが、合算すると満たすという場合、受講は可能か？	いずれの要件も満たしていないと解釈され、受講はできません。

		疑義	回答
受講要件 (3)(9)(10)について	17	要件(3)(9)について、総勤務時間の中にパートとしての労働時間も含めてよいのか？	構いません。
	18	大卒、短大卒、専門学校卒の場合、要件(3)(9)の添付書類は「高校卒業」の証明書なのか？	高校卒業以上であることが分かればよいので、大卒等の卒業証明書類でも結構です。 なお、専門学校については、高校を卒業しなくても入学できる学校の卒業証明書類では要件(3)(9)に該当しませんので御注意ください(なるべく高等学校の卒業証明証書類を御提出ください)。
	19	最終学歴が中卒の場合、受講は可能か？	最終学歴が中学校卒業の場合は、要件(3)(9)に該当しませんが、5年以上放課後児童健全育成事業に勤務している場合は、要件(10)に該当いたします。
	20	保育士免許等を所持している場合、高校の卒業証明書は必要か？	高校等の卒業証明書が必要なのは、要件(3)(9)の場合のみです。
	21	卒業した高校が廃校になっている場合はどうすればよいのか？	廃校の事務を受け継いでいる学校等があるはずなので、高校所在地の都道府県教育委員会までお問い合わせください。
	22	「高校の卒業証明書」は「卒業証書」でも構わないか？	高校を卒業していることを確認できる書類であれば構いません。
	23	【様式5】実務経験証明書について、「主な業務内容」は「放課後児童の健全育成」等の短文での記載でよいのか？	構いません。
	24	【様式5】実務経験証明書について、勤務時間はどのように記載するのか？実数で記載するのか？	勤務日数と一日の労働時間から計算して記載してください。また、明らかに2000時間を超えているのであれば概数で結構です。
	25	【様式5】実務経験証明書について、2箇所以上の事業で勤務経験がある場合はそれぞれの証明書が必要か？	1つの事業で2年以上の経験があれば1通の証明書で構いません。合算しないと2年に満たない場合は、それぞれからの証明書を受領してください。
	26	【様式5】実務経験証明書について、代表者と受講者が同一人物という場合どうしたらよいのか？	同一人物でも構いません。
受講要件(4)について	27	栄養教諭・養護教諭の資格を有する者は、受講要件に該当するか？	要件(4)の教育職員免許法に規定される免許状保有者に該当します。
	28	教諭の資格を有しているが、免許状を紛失してしまった場合どうすればよいのか？	資格を取得した都道府県の教育委員会に申請して「教育職員免許状授与証明書」を発行してもらってください。 茨城県の場合： https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/about/license/certificate/
	29	教員免許の更新をしていない場合、受講は可能か？	あくまで「資格を取得している」ということが受講要件となるため、現在免許の更新をしていなくても、受講は可能です。
	30	保育士と教諭の2つの資格を所持している場合、両方の資格証明書が必要か？	申請上はどちらか片方で構いませんが、保育士と教諭では科目免除の数が異なっているのでご注意ください。
受講要件 (5)(6)(7)(8)について	31	要件(5)に短期大学は含まれるか？	短期大学も含まれます。
	32	要件(5)(6)(7)(8)について、省令基準では「社会福祉学、心理学、教育学…」と複数の学科が並んでいるが、それらすべてを修めていないと該当しないか？	記載されているうちの1つ以上の課程を修めていれば要件に該当します。